

# ストップ・リニア！訴訟 ニュース [飯田版] 2017年3月14日号

2月24日にストップ・リニア！訴訟の第3回の口頭弁論が東京地裁で行われました。傍聴された大鹿村の谷口昇さんの報告です。

## どれだけここで生きるということ を大事に思えるようになるか

昨日、ストップリニアの第3回口頭弁論が、東京地裁103号大法廷で、2時半から開かれました。

今回の傍聴抽選券は150枚発行され、98人が傍聴定員で、約50名ほどがまた溢れるという裁判官に好印象な人数に達することができました。

まず裁判長が被告国交省に対して、交通審議会におけるリニア計画を全国新幹線法に適用していく過程で違法性があるなら、その後の手続きも違法で全幹法の適用は取り消しということになるので、議事録を公開し違法性がないということをまとめなさいという指示をだしました。これは被告側には厳しい指示が出されたという印象です。

今回意見陳述は岐阜県土岐市の市会議員をされてる和田悦子さんが現地の被害状況、これからの問題点を法廷で延べられました。岐阜県の予定地は、ほんとに多くの問題が孕んでいるということを経験されました。

特にウラン鉱床群に地下トンネルを掘っていくということに対してJR東海の恐ろしいほどの杜撰な調査があきら

かにされました。独自ボーリング調査などをせず文献と聞き取り調査のみでウラン鉱床は避けれるという主張を貫いている。ウラン鉱床に掘りあたるとそこから有毒のラドンガスが吹き上がりこのガスは、肺がんを引き起こす危険があります。などを訴えられました。

今後被害のある全県の口頭陳述が認められ、4月までの法廷の日程が決まりました。

原告側には、具体的にどの法律の何条にどのように違反しているかを示していくようにという指示もありました。

報告会では各地域の問題や被害を法廷で陳述する意味を質問させていただきました。

横山弁護士の説明ではこのリニアの問題が裁判官もわからない部分が多いということで、理解を深めてもらうという意味があります。裁判所というのは、このような陳述はほとんど認めないそうです。でもこの地裁の裁判長はかなり原告の要望を聞いて、かつ具体的な部分も勧めるという方針をもたれているようです。この行政訴訟自体の本質的な難しさというのがあり、でも裁判所も異例な待遇を原告に与えているという点で市民住民運動の盛り上がりに応じて裁判自体もさらに好転し、よい結果に結びつく可能性が大きい。

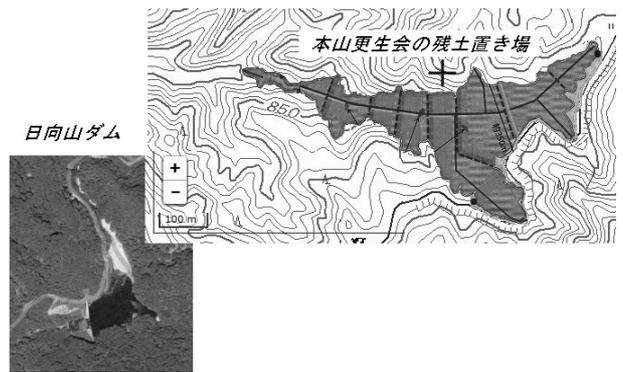
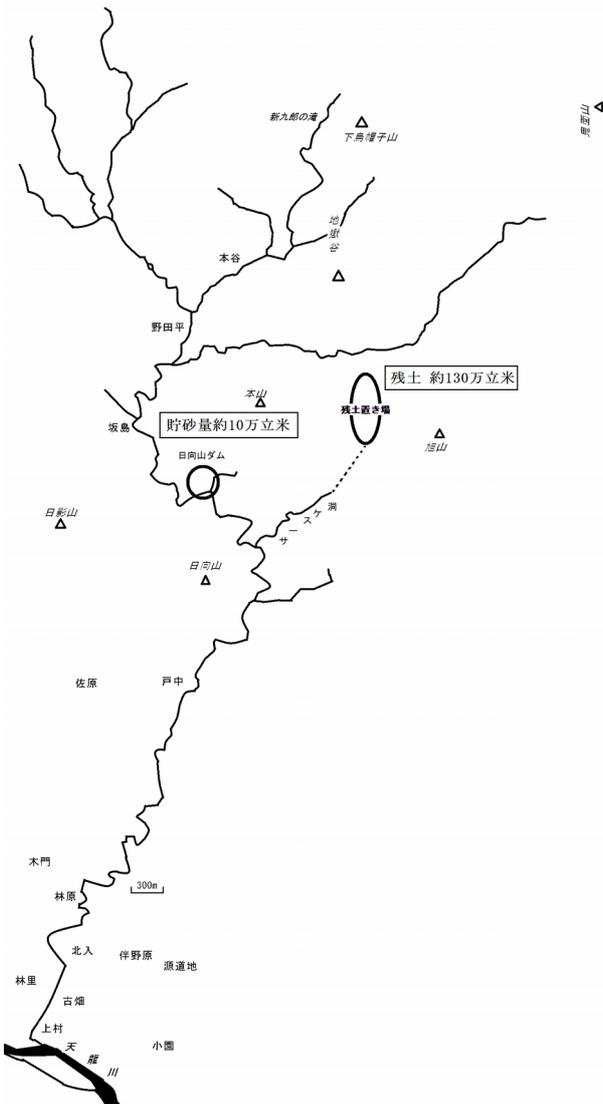
やはりこの問題を裁判やジャーナリストに任せるのではなく、ここに生きるひとりひとりが、どれだけここで生きるということを経験しているかということが問われていることを改めて感じました。

(2月25日記)

# 本山更生会の残土置き場 （『南信リニア通信』より）

3月2日、豊丘村の本山更生会（ほんやまこうせいかい＝伴野区、福島区、壬生沢区）はリニアの伊那山地トンネルから出る残土を受け入れることを決定しました。受け入れ量は130万立米。場所は虻川支流のサースケ洞の最上部で面積は約8ヘクタール。

サースケ洞と虻川の合流点から少し上流に日向山ダムという砂防堰堤があります。このダムより上流にはいくつもの支流があります。日向山ダムはこれらの支流からの砂を貯めるわけです。



日向山ダムの貯める最大の砂の量は10万立米。この残土置き場の130万立米という土砂の量は日向山ダムが長い年月をかけて貯める砂の量よりはるかに多いのです。

残土盛土は自然に逆らう行為です。崩れた場合の備えは？ 130万立米の土砂を受け止める新たな砂防堰堤が必要です。JR東海がそこまで面倒をみるでしょうか。

県や国は河川の上流部の谷に大量の残土盛土が行われることを想定して治山治水を行って来たのでしょうか？

リニアにトンネルは不可欠です。谷に残土を置いてなお土石流災害を防ぐには、JR東海が考えている以上に広い範囲にさまざまな対策が必要です。しかもすべての残土置き場で同じような対策が必要。しかしJR東海にそのつもりはない。

環境大臣は認可直前の国交大臣への意見書のなかで「環境保全を内部化しない技術に未来はない」といい、リニア計画で出てくる廃棄物の筆頭にトンネル残土をあげて対策の注文を付けています。

日本の国土で残土を多量に出す長大トンネルが必要不可欠の直線の路線計画はもともと無理なのです。